

総長室アドバイザーの呼称に関する申合せ

平成19年1月19日

総長 裁定

改正 平成23年10月27日

- 第1 総長室が行う業務に対してアドバイスをを行う者のうち特に必要と認める者については、総長室アドバイザーの呼称を付与することができる。
- 第2 総長室アドバイザーの呼称を付与する場合には、各担当理事が総長に提案し、了承を得ることとする。
- 第3 総長室アドバイザーの呼称を付与する期間は、総長の在任期間を超えないものとする。
- 第4 この申合せによりがたい場合は、別途その取扱いを定める。

附 則

この申合せは、平成19年1月15日から実施する。

附 則

この申合せは、平成23年10月27日から実施する。